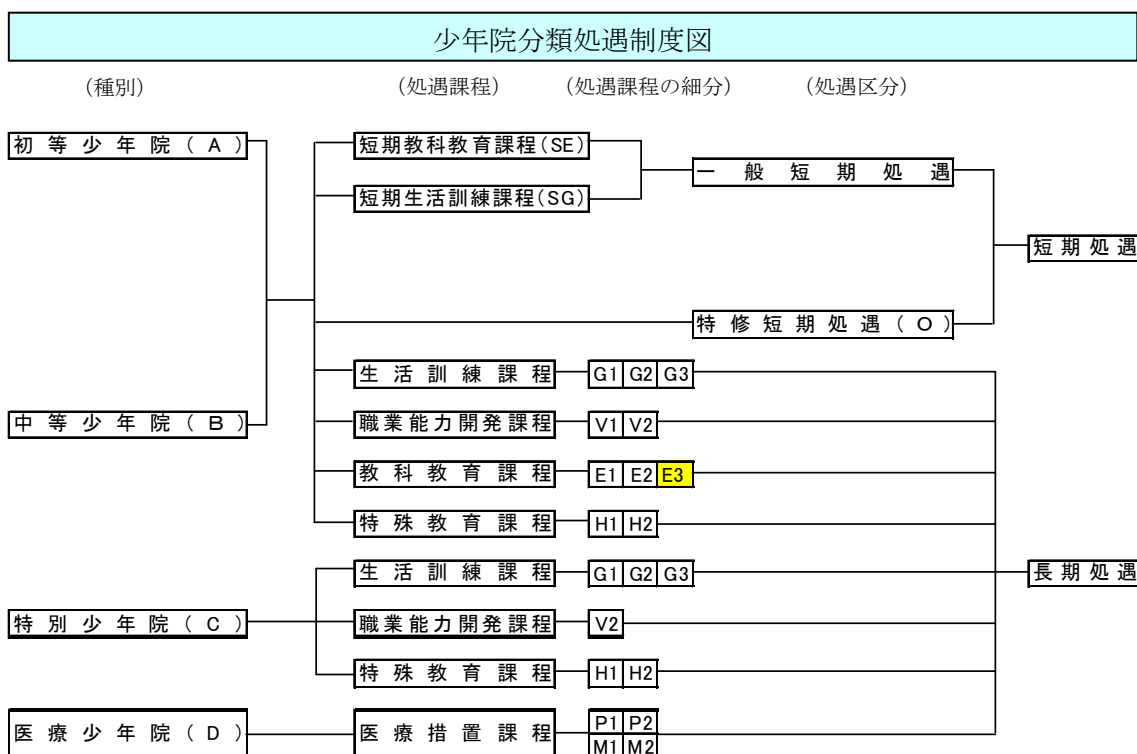




注 **E3** については、種別は初等 (A) のみである。

処遇区分	処遇課程	処遇課程の細分	対 象 者	新収容人員(H20)
一般短期処遇	短期教科教育課程 (SE)	-	義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者	135 (3.4)
	短期生活訓練課程 (SG)	-	社会生活に適応するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者	1,001 (25.2)
特修短期処遇 (O)	-	-	非行の傾向は一般短期処遇の対象者より進んでおらず、かつ、早期改善の可能性が大きい、短期間の継続的、集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待することができる者で、開放処遇に適する者	40 (1.0)
長期処遇	生活訓練課程	G ₁	著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者	381 (9.6)
		G ₂	外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者	24 (0.6)
		G ₃	非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者	5 (0.1)
	職業能力開発課程	V ₁	職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月以上)の履修を必要とする者	139 (3.5)
		V ₂	職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月未満)の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者	1,689 (42.5)
	教科教育課程	E ₁	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者	258 (6.5)
		E ₂	高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者	2 (0.1)
		E ₃	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	-
	特殊教育課程	H ₁	知的障害者であって、専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者	103 (2.6)
		H ₂	情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者	104 (2.6)
	医療措置課程	P ₁	身体疾患者	33 (0.8)
		P ₂	肢体不自由等の身体障害のある者	-
		M ₁	精神病患者及び精神病の疑いのある者	51 (1.3)
		M ₂	精神病質者及び精神病質の疑いのある者	6 (0.2)

注 数値は犯罪白書 (平成21年) による。() 内は構成比。